

## 千葉市の公共施設における受動喫煙防止対策に関する指針

### 1 目 的

本指針は、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に基づき千葉市の公共施設における受動喫煙防止対策を定め、受動喫煙による健康への悪影響を排除し、もって、市民等の健康の保持・増進を図り、また、快適で良好な施設環境の形成を促進することを目的とする。

### 2 この指針に係る定義

#### (1) 対象施設及び施設管理者

ア この指針の対象とする公共施設は、市が所有又は管理する施設（以下「対象施設」という。）とする。なお、共同で管理している施設の場合には、市が管理する部分に限るものとする。

イ 建物の一部を市が借用し、市の施設としている場合には、本指針の対象施設外とする。

ウ 施設管理者とは、対象施設を所管する課等の長をいう（ただし、千葉市庁舎管理規則等の対象となる庁舎の場合は、同規則等の「庁舎管理者」とする）。

#### (2) 受動喫煙防止対策

ア 受動喫煙とは、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。

イ 敷地内禁煙とは、対象施設の建物内及び敷地内を含めたすべての場所における喫煙を禁止することをいう。

ウ 建物内禁煙とは、対象施設の建物内における喫煙を禁止することをいう。

エ 空間分煙とは、建物内において、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が出ないよう、喫煙場所を壁と天井で囲むといった空間を分割（分煙）することをいう。その具体的な方法については、分煙効果判定基準策定検討会報告書（平成14年6月厚生労働省）に示された事項に準ずる。

### 3 基本指針

施設管理者は、本指針に基づき必要な受動喫煙防止対策を講ずることとする。

(1) 対象施設における受動喫煙防止対策として、敷地内禁煙又は建物内禁煙を講ずる。また、特に屋外であっても子どもの利用が想定される空間では、受動喫煙防止のための配慮をする。

(2) (1)の対策が極めて困難な施設は、市民の利用状況等を勘案の上、当面の間は、空間分煙等を講ずることとし、建物内禁煙を目指す。

### 4 施設管理者が行う具体的な受動喫煙防止対策

#### (1) 建物内禁煙

ア 建物内禁煙を実施する対象施設においては、建物の外（屋上等を含む）に喫煙場所を設けるものとする。

イ 喫煙場所の設置においては、対象施設の出入口付近等から極力離すなど、たばこの煙が建物内や近隣施設等へ流れないように十分に配慮する。

(2) 市民等への周知

ア 施設管理者は、市民等に対し、受動喫煙防止対策の具体的方法及び主旨についてポスター掲示等により周知するとともに、理解と協力を得るものとする。

イ 建物内禁煙等の対策を講じる上では、喫煙場所について利用意思のない市民等が立ち入ることのないようポスター掲示等により周知する。

5 実施時期

この指針は、平成24年4月1日から施行する。